第八条第二項中「前項第十八号ロ」を「前項第二十号ロ」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改め、「前項第十五号」の下に「から第十七号まで」を加え、同条第三項中「同条第六項第一号」を「同条第六項第一号イ」に、「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に、「同条第六項第一号イ」に、「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改め、同条第五項中「分割法人とする分割型分割」を「分割法人又は現物分配法人とする分割型分割又は株式分配（以下この項において「分割型分割等」という。）」に、「当該分割型分割」を「当該分割型分割等」に改め、「第一項第十五号」の下に「から第十七号まで」を加え、同条第六項中「第一項第二十号」を「第一項第二十二号」に改め、同条第七項中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第八条の二中「第十六号」を「第十八号」に、「第十八号から第二十号まで」を「第二十号から第二十二号まで」に改める。

第九条第一項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第一号中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同号ル中「ルに」を「ヲに」に改め、同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　法第二十七条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入される金額及び法第百四十二条の二の二（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定により法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

九条第一項第二号中「により増加した資本金等の額（当該適格合併が当該法人を設立するものである場合には、当該法人の設立の時の資本金等の額）、当該適格合併により当該被合併法人の株主等に交付した第八条第一項第五号（資本金等の額）に規定する合併親法人株式の当該適格合併の直前の帳簿価額及び法第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）に規定する抱合株式の当該直前の帳簿価額」を「に係る第八条第一項第五号（資本金等の額）に掲げる金額、同号に規定する増加資本金額等及び同号イに定める金額」に改め、同項第三号中「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第六項第一号イ」に、「同項第二号イ又はハ」を「同項第二号イ(1)又は(3)」に改め、同項第四号中「第二条第十二号の六ロ」を「第二十四条第一項第四号から第七号まで（配当等の額とみなす金額）」に、「法第二十四条第一項」を「同項」に改め、同項第七号中「の益金又は損金算入」を削り、同項第八号中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、同項第十三号中「第八条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八条第一項第十七号」を「第八条第一項第十九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八条第一項第十六号」を「第八条第一項第十八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　株式分配（適格株式分配を除く。）に係る現物分配法人が当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人の株式その他の資産の価額の合計額から第八条第一項第十七号に掲げる金額を減算した金額

第九条第二項第一号ハ中「適格株式交換」を「適格株式交換等（法第六十一条の二第九項に規定する金銭等不交付株式交換に限る。）」に改め、同号ニ中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改め、同項第三号イ中「適格合併（」の下に「法第六十一条の二第二項に規定する金銭等不交付合併で」を加え、同条第三項第一号ロ及びハ中「第十一号まで及び第十三号」を「第十号まで、第十二号及び第十四号」に改める。

第九条の二第一項第一号中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同号ロ中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）を加え、「受贈益の益金不算入」を「受贈益」に改め、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同号ハ中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に改め、同号ヘ中「ル」を「ヲ」に改め、同号ル中「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　法第八十一条の五の二（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定により連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち当該連結法人に帰せられる金額

第九条の二第一項第七号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

第十四条の十一第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改め、同項第七号中「第八十一条の三十一第三項」を「第八十一条の三十一第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）」を削り、同項第三号中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　一般社団法人又は一般財団法人のうち、普通法人であるもの

二　医療法人のうち普通法人であるもの

三　生産森林組合

第二十条中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十二条の三第二項中「適格現物分配」の下に「又は適格株式分配」を加え、「同項第三号」を「同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号」に改める。

第二十二条の三の二第一項中「同項第三号」を「同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号」に改め、同条第三項中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に改める。

第二十二条の四第一項中「同項第三号」を「配当等の額とみなす金額）（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号」に改め、「（配当等の額とみなす金額）」を削り、同条第三項中「第四号」を「第五号」に改め、「（配当等の額とみなす金額）」を削る。

第二十三条第一項第一号中「次号、第五号イ」を「第六号イ」に改め、同項第二号中「にイ」を「に当該分割法人の当該分割型分割に係るイ」に、「の直前の発行済株式等」を「に係る株式」に、「株式の数」を「当該分割型分割に係る株式の数」に改め、同号イ中「当該分割法人の前期期末時（当該分割法人の当該」を削り、「記載事項」を「記載事項等」に改め、「をいう。）」を削り、「当該前期期末時」を「当該終了の時」に改め、「。次号イにおいて「資本金等の額等」という」を削り、同号ロ中「当該分割法人の当該」を削り、同項第五号中「第二十四条第一項第四号から第六号まで」を「第二十四条第一項第五号から第七号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

第二十三条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる株式分配　当該株式分配に係る現物分配法人の当該株式分配の直前の分配資本金額等（当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及びロに掲げる金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該現物分配法人の当該株式分配に係る株式の総数で除し、これに同項に規定する内国法人が当該株式分配の直前に有していた当該現物分配法人の当該株式分配に係る株式の数を乗じて計算した金額

イ　当該株式分配を前号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

ロ　当該現物分配法人の当該株式分配の直前の法第二条第十二号の十五の二（定義）に規定する完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額（当該金額が零以下である場合には零とし、当該金額がイに掲げる金額を超える場合（イに掲げる金額が零に満たない場合を除く。）にはイに掲げる金額とする。）